

令和8年10月〇〇日制定

大磯町職員の勤務実態調査特別委員会運営要領（案）

1 調査事項

大磯町職員の勤務実態調査特別委員会（以下「本委員会」という。）は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 大磯町職員の勤務実態に関する事項（就業管理・入室管理システム、パソコンの稼働時間、時間外勤務手当の支給状況）
- (2) その他、関連する事項

2 調査権限

地方自治法第100条第1項および同法第98条第1項の権限

3 調査期限

本委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、令和8年度においては、16万円以内とする。

5 委員会のスケジュール

- (1) 令和9年6月定例会にて調査報告を行うものとし、12回程度の開催とする。
- (2) 開催日程については、町議会ホームページ等で周知する。

6 委員会の開催場所

- (1) 委員会の開催場所は、委員長が決定する。
- (2) 証人尋問を行う場合は、証人の控室を用意する。
- (3) 証人の控室は、原則として証人同士が同席しないよう調整する。

7 委員会の基本的な運営方針

- (1) 本委員会の会議は、原則公開とする。
- (2) 本委員会は、大磯町議会委員会条例第16条の規定により、秘密会とすることができる。この場合において委員は、秘密会で知り得た情報は漏洩しないものとする。
- (3) 委員は、証人尋問や調査の対象者との個人的接触は控えるものとする。
- (4) 本委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

8 記録の提出

- (1) 記録の提出は、本委員会で協議し決定する。
- (2) 委員長は、本委員会が記録の提出を決定したときは、速やかに議長へ記録の提出申出書を提出するものとする。
- (3) 議長は、委員長から記録の提出申出書の提出を受けたときは、記録提出請求書により、原則として提出期限の5日前までに、提出者へ記録の提出を請求するものとする。
- (4) 提出された記録の取扱いは、提出者の意見を聞いた上で、本委員会で協議し決定する。

- (5) 委員は、提出された記録及びその写しが配付されたときは、その取扱いに細心の注意を払うものとする。

9 証人の出頭

- (1) 証人の出頭は、本委員会で協議し決定する。
- (2) 委員長は、本委員会が証人の出頭を決定したときは、速やかに議長へ証人の出頭申出書を提出するものとする。
- (3) 議長は、委員長から証人の出頭申出書の提出を受けたときは、証人出頭請求書により、原則として証人喚問の5日前までに、証人へ出頭を請求するものとする。
- (4) 証人が補助者の同伴を希望するときは、証人は証人喚問の前日までに補助者同伴願を提出し、本委員会の許可を得るものとする。補助者は証人1人につき1人までとし、補助者は委員会において発言できないものとする。

10 証人の尋問

- (1) 委員会における証人尋問は、真実を述べることで有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権の尊重に最大限配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 証人の宣誓の際は、開催場所にいる者全員（事務局・傍聴者を含む。）が起立する。
- (3) 証人は宣誓後、宣誓書に署名する。
- (4) 尋問の時間は、証人1人当たり概ね90分以内とする。ただし、必要に応じて、本委員会の決定によりこれを延長することができる。
- (5) 尋問は、委員長（主尋問者）がまず共通事項尋問を行い、その後、他の委員が補足の尋問を行うものとする。なお、発言順序は委員長の議事整理権に委ねる。
- (6) 委員長による共通事項の尋問については、委員から委員長に提出される尋問通告書をもとに、本委員会で協議し決定する。
- (7) 尋問の方法は、1問1答方式とする。
- (8) 証人は、記憶に基づいて証言することを原則とし、資料等の持参は認めない。ただし、本委員会の議決により認めたときはこの限りではない。なお、証人がメモをとるときは、委員長の許可を要するものとする。
- (9) 証人は、補助者に相談したいときは、委員長の許可を要するものとする。その際の補助者の助言は口頭による助言を原則とする。また、補助者の席は、証人の後方の席とする。
- (8) 委員は、民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する。

11 参考人の招致

本委員会においては、必要に応じて地方自治法第115条の2第2項に基づく参考人制度を活用する。

12 会議録の調製

- (1) 会議録は、全文記録する。

- (2) 会議録は、原則として公開する。ただし、会議を秘密会としたときは、公開しない。

13 傍聴

- (1) 本委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
- (2) 本委員会に配付した資料は、傍聴者（一般傍聴者・報道関係者ともに）には配付しない。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、この限りではない。
- (3) 委員外議員は、秘密会も傍聴できるものとする。ただし、秘密会で知り得た情報は漏洩しないものとする。
- (4) 写真・動画撮影及び録音については、報道関係者に限り、委員長の許可を得て行うことができるものとする。ただし、撮影は、委員長が指定した場所から行うものとする。
- (5) 証人尋問が行われるときは、報道関係者の撮影及び録音は、証人の宣誓までとする。
- (6) その他傍聴に関しては、大磯町議会委員会傍聴規程によるものとする。

14 その他

- (1) 本委員会の運営上必要な事項について疑義が生じたときは、都度、本委員会で協議し、決定するものとする。
- (2) この運営要領は、本委員会の審査終結に伴い廃止する。